



令和2年度 武蔵野市環境啓発事業費補助金 募集要項 (申請の手引き)

■■環境啓発とは■■

令和2年7月の豪雨激甚災害や昨年10月の台風19号など、地球温暖化が原因とみられる異常気象が多発し、私たちの生活にその影響が迫ってきています。気候危機と言われている今、クールビズや省エネの取り組み以外にも、環境負荷軽減に向けた「気づき」や「行動変容」を幅広く促すことが必要であり、そのために行われる短中期的な取り組みです。

この補助金は、武蔵野市内に事務所があるか団体の代表者が市内に住む特定非営利活動法人(NPO)、や任意の団体(以下、団体という)が行う環境啓発事業に要する経費の一部を補助することにより、団体の環境活動の活性化を図り、市民の自発的な環境に配慮した行動の促進に寄与することを目的としています。

【ご注意ください】

本年度は、感染症対策を施した新しい生活様式に合わせるため、講演会や勉強会などの事業については、オンラインによる実施のみを対象とします。また、申請はできる限りメールまたは郵送でお願いします。



I 補助金について

1 申請できる団体・対象となる事業

(1) 申請できる団体(以下の要件全てに該当する団体)

- ① 不特定かつ多数の市民の利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業に自主的に取り組む特定非営利活動法人又は任意の市民団体
- ② 市内に事務所、その他の活動の拠点があるかその代表者が市内に住所があること
- ③ 主たる活動を市内において実施していること

(2) 対象となる事業(申請団体が主催または共催する以下の事業)

※1団体1事業に限ります。ただし、本市の他の助成金等の交付を受けている事業は補助できません。

- ① オンラインによる講演会、シンポジウム、講習会、研修など
(注意:集客事業は対象外です)
- ② パンフレット・リーフレットなどの作成、配布

(3) 事業実施期間

令和2年9月1日から令和3年3月31日までに実施する事業

2 補助金総額と上限金額

団体につき5万5千円を限度とし、予算の範囲内で交付します。

3 補助金の交付決定

交付団体は、審査会の意見に基づき市長が決定します。

4 対象経費

団体の公益活動に要する経費のうち、事業に直接要する経費であって、概ね次の項目を補助の対象とします。

★購入に際し、ポイント等が付与された場合は、1ポイントを1円と換算し、同額程度を差し引いて請求ください。

項目	具体例
謝礼	事業として行う講演会、研修会等の講師謝礼、通訳謝礼及び出演料等 ※団体の構成員に対する謝礼は含まれません。
旅費・交通費	事業に参加する講師、出演者、活動スタッフ等の交通費、ガソリン代等
消耗品費	事業の実施に関わる文具、用紙等の消耗品の購入費（ <u>団体の所有となる備品は含まれません</u> ）
印刷製本費	◎事業実施に関わるチラシ、ポスター等の印刷、資料等の製本代等 ◎パンフレット・リーフレットなどの作成
通信費	事業実施に関わる郵送料等
使用料・借上料	◎事業実施に関わる会場や機材等の使用料・借上料、施設入場料等 ◎WEB 事業実施のレンタルサーバーや専用システムのリース代等
その他の経費	上記にあてはまらないもののほか、市長が特に必要と認める経費

5 対象とならない経費

団体の事務所を維持する経費、団体の構成員の会合に関わる経費、団体の構成員に対する人件費や個人の所有になるものは補助対象外です。

6 スケジュール

	申請期間	審査会	結果通知	報告・請求
第Ⅰ期	9月1日（火）から 9月30日（水）	10月初旬に開催	10月下旬発送	事業終了後 30日以内報告後、 補助額を振り込む
第Ⅱ期 （予定）	12月1日（火）から 令和3年1月4日（月）	1月中旬に開催	2月上旬発送	

II 申請について

1 必要書類

- (1) 武蔵野市環境啓発事業費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 環境啓発事業企画書(第2号様式)
- (3) 環境啓発事業収支予算書(第3号様式)
- (4) 当該年度の活動計画書
- (5) 当該年度の活動予算書
- (6) 前年度の活動報告書
- (7) 前年度の収支決算書
- (8) 定款又は規約
- (9) 会員名簿又は役員名簿
- (10) 団体の概要が分かる資料

※任意の市民団体の場合は、事務所、その他の活動の拠点又は代表者の住所がわかる書類(運転免許証等)が必要です。

※審査に必要な場合、別に資料の提出をお願いすることがあります。

パソコン入力可能な様式は、本市ホームページより取得できます。



2 受付期間

第Ⅰ期 令和2年9月1日(火)から9月30日(水)午後5時必着

第Ⅱ期(予定) 令和2年12月1日(火)から令和3年1月4日(月)午後5時必着

※期間外の申請は受け付けません。

※各期通じて、予算の範囲で終了します。(第Ⅰ期で終了する可能性もあります)

3 提出方法・提出先(メールまたは郵送をお願いします)

【メール提出】※件名は「環境啓発事業費補助金」としてください。

提出先アドレス sec-kankyou@city.musashino.lg.jp

【郵送提出】

〒180-0012 武蔵野市緑町3丁目1番5号(むさしのエコ re ゾート内)

武蔵野市 環境部 環境政策課 環境啓発施設係 宛

※やむを得ず窓口に直接持参する場合は、あらかじめ電話で予約してください。

環境部 環境政策課

電話 0422-60-1945

Ⅲ 審査について

1 審査基準

次に掲げる基準をもとに、提出書類による審査を基本とし、必要に応じて WEB 審査会を実施します。申請事業について総合的に判断します。提出書類には、事業内容・実施方法だけでなく、事業実施により得られる効果、予算等について十分な説明を記載してください。(プレゼンテーションの良否による判断ではありません。)

- (1) 環境問題のつながりや気候危機等の社会的課題を的確に把握しているか
- (2) 事業目的が明確であるか、市民の環境配慮行動につなげられるか
- (3) 事業目的、実施内容に適した対象者、開催場所となっているか
- (4) 事業計画、スケジュール等に無理がなく、実行可能なものであるか
- (5) 合理的で、実行可能な予算であるか
- (6) 参加者負担や団体の工夫による資金確保を考慮しているか
- (7) 事業実施体制に問題がないか

2 プレゼンテーション

社会情勢を鑑みて本年度に限って、書類審査を基本とし、必要に応じて WEB 審査会を開催します。WEB 会議機能を使用して、プレゼンテーションを実施する場合があります。WEB 環境を有しない団体は、ご相談のうえ実施方法を決定します。

※審査会は非公開です。

Ⅳ 事業実施について

- チラシやポスター、広報紙等の印刷物に「武蔵野市環境啓発事業費補助金事業」と明記してください。広報協力については、交付決定後各団体にご連絡します。
- 申請時の内容から、事業内容や支出項目等を著しく変更する場合や事業を中止する場合などは、事前の届け出が必要ですので、速やかにご連絡ください。場合によっては、補助金の減額や交付決定を取り消すことがあります。

Ⅴ 報告と請求

事業終了後 30 日以内に、以下の書類を提出し、事業実施報告と補助金の交付請求を行ってください。補助金交付請求書類を市が受け付けた日から、1か月以内に振り込みます。

ただし、書類に不備や疑義等があった場合には、この限りではありません。

- (1) 武蔵野市環境啓発事業費補助金交付請求書(第8号様式)
- (2) 環境啓発事業実績報告書(第9号様式)
- (3) 環境啓発事業収支報告書(第10号様式)
- (4) 領収書等

※申請書記載の事業期間のものが対象。請求金額に係る原本を添付してください。

- (5) その他市長が必要と認める書類

VI 補助金の交付取り消しと返還

次のいずれかに該当すると認められるときは、交付の全部または一部を取り消し、交付決定金額を減額することや支払い済みの補助金を返還していただくこととなりますので、ご注意ください。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助金の目的外に使用したとき。
- (3) 補助事業を実施しなかったとき。
- (4) 実施した事業が交付申請の内容と著しく異なるとき。
- (5) 第10条第1項の規定による提出を怠り、市長の承認を受けずに補助事業を変更して実施したとき。
- (6) 第11条第1項の規定により提出する環境啓発事業収支報告書の補助事業に係る経費の額が、交付決定の額を下回るとき。

VII その他

- 申請書類は返却しません。
- 交付決定団体の団体名、補助事業名、補助金額等は、市ホームページで公表します。
- 事業実施時に市の担当職員が視察に伺う場合があります。

VIII 問い合わせ先

武蔵野市 環境部 環境政策課 環境啓発施設係

〒180-0012 武蔵野市緑町3丁目1番5号(むさしのエコ re ゾート)

電話 0422-60-1945

FAX 0422-51-5590

Eメール sec-kankyoush@city.musashino.lg.jp

